



国自環第251号の3

平成19年3月9日

社団法人日本自動車整備振興会連合会会長殿

国土交通省自動車交通局

技術安全部長



「軽・中量車の改造に係る新規検査の際に提出する書面について」
の一部改正について

標記について、別紙のとおり、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長並びに関係自動車検査機関に対して通達したので、貴会（組合）においても傘下会員（組合員）に対し、この旨周知徹底方お願いします。

「軽・中量車の改造に係る新規検査の際に提出する書面について」の一部改正について 新旧対照表

○軽・中量車の改造に係る新規検査の際に提出する書面について（昭和50年11月12日自車第708号自公第163号）

(傍線の部分は改正部分)

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">改 造 自 動 車 に 係 る 新 規 検 査 の 際 に 提 出 す る 書 面 に つ い て</p> <p>道路運送車両法施行規則第36条第6項に係る提出書面については、「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について（依命通達）」（平成3年6月28日付け地技第156号）により通達されたところであるが、今後、普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。以下同じ。）並びに軽自動車については、同通達によるほか、下記によることとされたい。ただし、2.及び3.に掲げる規定については、普通自動車及び小型自動車であって、車両総重量が3.5t以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの並びに軽自動車に限り適用することとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. <u>原動機、動力伝達装置、燃料装置又は一酸化炭素等発散防止装置の改造を行う場合であって、排出ガス値に影響する改造を行う場合</u> (1) <u>自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領（平成19年国土交通省告示第131号。以下「改造認定実施要領」という。）第10条第3項に基づき、有効な低減性能向上改造証明書の交付を受けている自動車</u> → <u>改造認定実施要領第10条第3項に基づく低減性能向上改造証明書</u> (2) <u>(1)以外の改造を行った自動車</u> → <u>公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面（改造後）</u></p> <p>2. <u>等価慣性重量のランク変更（重いランクに変更する場合に限る。）を伴う改造を行う場合</u> なお、(1)及び(2)の規定により自動車排出ガス試験結果成績表を提出する場合であって、等価慣性重量ランクが複数ある場合には、最も重いランクの自動車排出ガス試験結果成績表の写しでも差し支えない。 (1) (略) (2) <u>一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（以下「装置指定自動車」とい</u> → <u>排出ガス検査終了証＋自動車排出ガス試験結果成績表（</u></p>	<p style="text-align: center;">軽・中量車の改造に係る新規検査の際に提出する書面について</p> <p>道路運送車両法施行規則第36条第6項に係る提出書面については、「道路運送車両法施行規則第36条第5項、第6項及び第7項の書面について（依命通達）」（平成3年6月28日付け地技第156号）により通達されたところであるが、今後、<u>軽・中量車（普通自動車及び小型自動車（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）であって、車両総重量が3.5t以下のもの又は専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの並びに軽自動車をいう。</u>）については、同通達によるほか、下記によることとされたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 「<u>原動機、動力伝達装置、燃料装置又は一酸化炭素等発散防止装置の改造を行う場合であって、排出ガス値に影響する改造を行う場合</u>」 (1) <u>型式指定自動車の改造</u> (2) <u>一酸化炭素等発散防止装置指定自動車（以下「装置指定自動車」という。）及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車（以下「型式認定自動車」という。）の改造</u> (3) (1)及び(2)以外の自動車の改造</p> <p style="text-align: right;">いづれも公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面（改造後）</p> <p>2. <u>等価慣性重量のランク変更（重いランクに変更する場合に限る。）を伴う改造を行う場合</u> なお、(1)及び(2)の規定により自動車排出ガス試験結果成績表を提出する場合であって、等価慣性重量ランクが複数ある場合には、最も重いランクの自動車排出ガス試験結果成績表の写しでも差し支えない。 (1) (略) (2) <u>装置指定自動車及び型式認定自動車</u> → <u>排出ガス検査終了証＋自動車排出ガス試験結果成績表（改造後）</u></p>

う。)及び一酸化炭素等発散防止装置認定自動車(以下「型式認定自動車」という。)の改造

改造後)

(3) (略)

3. (略)

4. 自動車排出ガス試験結果成績表の様式は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第41条第1項第3号及び第4号、第7号及び第8号並びに第11号及び第12号の自動車にあっては別添1によるものとし、道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を整理のため必要な事項を定める告示(平成15年国土交通省告示第1318号)第28条第108項から第113項までの自動車にあっては別添2、同条第102項から第107項までの自動車にあっては別添3、同条第4項から第76項までの自動車のうち10・15モード排出ガス規制対象となるものであって、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするものには別添4及び別添5、軽油を燃料とするものには別添6によるものとし、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第41条第1項第1号、第2号、第5号、第6号、第9号及び第10号の自動車にあっては別添7によるものとする。

なお、公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面の様式は、別途定めることができるものとする。

5. (略)

(注1)・(注2) (略)

別添1～別添6 (略)

別添7 重量車排出ガス試験成績(JE05モード排出ガス等)

附則 平成19年8月31日以前に製作された自動車は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

(3) (略)

3. (略)

4. 自動車排出ガス試験結果成績表の様式は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)第41条第1項第3号及び第4号、第7号及び第8号並びに第11号及び第12号の自動車にあっては別添1によるものとし、道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を整理のため必要な事項を定める告示(平成15年国土交通省告示第1318号)第28条第108項から第113項までの自動車にあっては別添2、同条第102項から第107項までの自動車にあっては別添3、同条第4項から第76項までの自動車のうち10・15モード排出ガス規制対象となるものであって、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするものには別添4及び別添5、軽油を燃料とするものには別添6によるものとする。

なお、公的な試験機関において実施された試験結果を表す書面の様式は、別途定めることができるものとする。

5. (略)

(注1)・(注2) (略)

別添1～別添6 (略)

◎排出ガスの試験成績

○アイドリングにおける排出ガス

測定開始時刻 時 分

エンジン回転速度 min^{-1} {rpm} 吸気マニホールド内圧力 kPa

排出ガス成分	CO	HC	CO ₂
排出ガス中の濃度	%	ppm	%
濃度補正值	%	ppm	

○J E O 5モードの測定試験における排出ガス

測定開始時刻 時 分

希釈排出ガス湿潤質量 (M_{totw}) kg

希釈率 (DF) NO_xの湿度補正係数 (KH)

メタン効率 (C_{EM}) エタン効率 (C_{EE})

FIDの感度係数 (γ)

積算仕事量 (W_{act}) kW·h

排出ガス成分	CO	THC	CH ₄ (NMC-FID)	CH ₄ (GC-FID)	NMHC	NO _x	CO ₂
希釈排出ガス中の濃度	ppm	ppmC		ppmC	ppmC	ppm	%
希釈空気中の濃度	ppm	ppmC		ppmC	ppmC	ppm	%
補正濃度	ppm	ppmC		ppmC	ppmC	ppm	%
排出量	g/test	g/test	g/test		g/test	g/test	g/test
平均排出量	g/kW·h	g/kW·h			g/kW·h	g/kW·h	g/kW·h

備考

◎粒子状物質の試験成績

○ J E O 5 モードの測定試験における粒子状物質

測定開始時刻 _____ 時 _____ 分
 フィルタ表面流速 _____ cm/s 測定中の捕集フィルタの圧力降下 _____ kPa
 積算仕事量 (Wact) _____ kW·h

(全流希釈法による場合)

希釈排出ガス					希釈空気		排出量	
捕集質量	希釈排出ガスの湿潤質量	サンプル質量	捕集フィルタを通過した二次希釈排出ガスの質量	二次希釈空気の質量	捕集質量	サンプル質量		
Mf	Mtotw	Msam	Mtot	Msec	Md	Mdil	PMmass	
mg	kg	kg	kg	kg	mg	kg	g/test	
							平均排出量	g/kW·h

(分流希釈法による場合)

捕集質量	サンプル率の平均値の逆数	サンプル質量	排出ガス質量の合計値	捕集フィルタを通過した希釈排出ガスの質量	希釈トンネルを通過した希釈排出ガス質量	排出量	
Mf	1 / r s	Mse	Mew	Msep	Msed	PMmass	
mg		kg	kg	kg	kg	g/test	
						平均排出量	g/kW·h

◎捕集フィルタゾークの記録

試験前ゾーク時間 _____ 時間 (日 _____ 時 _____ 分 ~ 日 _____ 時 _____ 分)
 試験後ゾーク時間 _____ 時間 (日 _____ 時 _____ 分 ~ 日 _____ 時 _____ 分)
 秤量室内温度 最大値 K (°C) ~ 最小値 K (°C) 秤量室内湿度 最大値 % ~ 最小値 %

◎標準フィルタの質量変化

試験前① _____ μg 試験前② _____ μg 平均質量⑤ = (① + ②) / 2 _____ μg
 試験後③ _____ μg 試験後④ _____ μg 平均質量⑥ = (③ + ④) / 2 _____ μg
 平均質量の差 | ⑤ - ⑥ | _____ μg

備考 _____

重量車排出ガス測定試験 (マッピング曲線測定記録等)

試験期日 年 月 日

エンジン型式

◎変換プログラムに用いる入力値

空車時車両質量 (W ₀)	kg	変速機ギヤ比 (i _m)	1速
最大積載質量	kg		2速
乗車定員	人		3速
全高	m		4速
全幅	m		5速
タイヤ動的負荷半径 (r)	m		6速
			7速

終減速機ギヤ比 (i_f)

アイドリングエンジン回転速度	min ⁻¹ {rpm}
最高出力エンジン回転速度	min ⁻¹ {rpm}
有負荷最高エンジン回転速度	min ⁻¹ {rpm}

◎マッピングトルク曲線測定

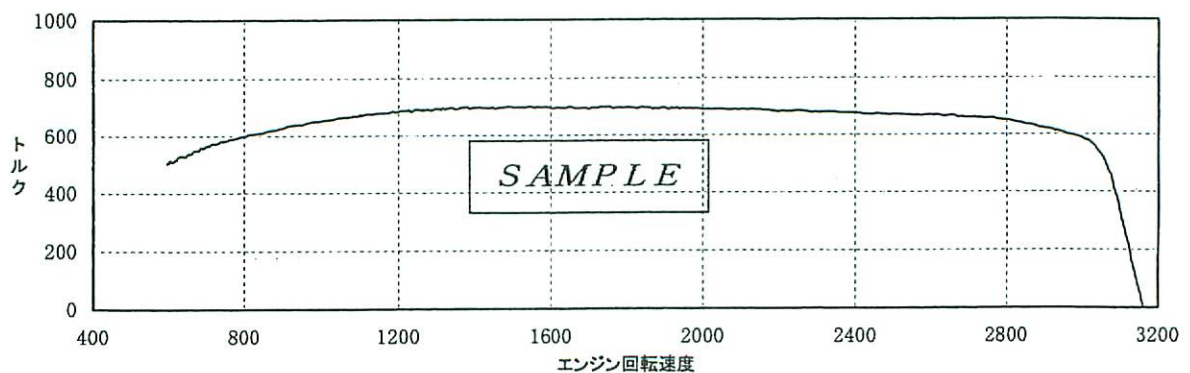
運転開始時刻	月 日 時 分	吸入空気温度 (T _a)	K (°C)
試験室内大気圧 (P _a)	kPa	試験室内相対湿度 (U)	%
試験室内乾球温度 (θ ₁)	K (°C)	試験室内水蒸気圧 (P _w)	kPa
試験室内湿球温度 (θ ₂)	K (°C)		
大気条件係数 (F)			

○マッピングトルク曲線の測定結果

5%正規化エンジン回転速度	min ⁻¹ {rpm}
最高軸トルク時エンジン回転速度	min ⁻¹ {rpm}
最高出力時エンジン回転速度:	min ⁻¹ {rpm}

- 最高出力時エンジン回転速度と以下のエンジン回転速度の間の点
- 測定された最高出力時の回転速度の105%エンジン回転速度
- 測定された最高出力時の回転速度を超え、同出力に対し3%の降下が生じたエンジン回転速度
- 測定された無負荷最高エンジン回転速度
- マッピングトルクがゼロまで低下したエンジン回転速度

○マッピングトルク曲線図



備考

別紙

国自環第251号

平成19年3月9日

各地方運輸局長 }
沖縄総合事務局長 } 殿 (単名各通)

自動車交通局技術安全部長

「軽・中量車の改造に係る新規検査の際に提出する書面について」
の一部改正について

「自動車の排出ガス低減性能を向上させる改造の認定実施要領」(平成19年2月15日国土交通省告示第131号)の施行に伴い、「軽・中量車の改造に係る新規検査の際に提出する書面について」(昭和50年11月12日自車第708号自公第163号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、今後はこれにより実施されたい。

別紙

国自環第251号の2

平成19年3月9日

独立行政法人交通安全環境研究所理事長

自動車検査独立行政法人理事長

軽自動車検査協会理事長

} 殿 (単名各通)

国土交通省自動車交通局

技術安全部長

「軽・中量車の改造に係る新規検査の際に提出する書面について」
の一部改正について

標記について、別紙のとおり、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長並びに関
係団体に対して通達したので了知願います。